

兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画について

健康づくり審議会規則第 9 条に基づく小委員会である「感染症対策専門委員会」を以下のとおり開催し、兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について報告するとともに、実際に対策を実施していくうえでの留意事項等について協議いただいた。

- 1 開催日時：平成 25 年 10 月 21 日（月）14:00～15:45
- 2 開催場所：ラッセホール 5 階「サンフラワー」
- 3 出席委員：委員 15 名中 12 名出席（代理出席者 1 名含む）
その他の出席者：神戸市保健所、姫路市保健所、尼崎市保健所、西宮市保健所、神戸検疫所、県立健康生活科学研究所、県保健所長会
健康福祉部健康局長、健康増進課、薬務課、生活消費局生活衛生課、企画県民部災害対策局災害対策課
- 4 議題
兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」については、県ホームページに掲載しています（http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw12/hw12_000000125.html）。
- 5 議題への主な意見
 - (1) 兵庫県の行動計画では、国の行動計画を基に県独自の取り組みが追加されている。特に医療体制の整備についてはきめ細やかな対応となっているので、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合に対応が混乱しないよう準備していかなければならない。
 - (2) 医療体制の整備については、二次医療圏域毎に取り組むということだが、現段階では取り組み状況に差がある。この行動計画を基に、各圏域とも新型インフルエンザ等に対する医療体制を整備していかなければならない。
 - (3) 指定地方公共機関については、事前に県からの指定があるということなので、指定された事業者については、それぞれ計画を作成し新型インフルエンザ等に備えていくことが必要。
 - (4) 国の緊急事態宣言前に実際の対策を実行していくことについては、事前に県民へ周知し理解を得ていくことが大切である。
- 6 その他報告事項
 - (1) 鳥インフルエンザ A (H7N9) について
 - (2) 兵庫県における風しんの流行について
 - (3) 予防接種法の改正及び子宮頸がん予防ワクチンの接種勧奨差し控えについて
 - (4) 重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) の発生状況について
 - (5) 海外における感染症の発生状況について